

第2次二宮町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5(2023)年度～令和12(2030)年度

行政(二宮町)による環境負荷低減に向けた率先行動計画

令和5(2023)年3月

二宮町

目次

第1章 基本的事項	1
1-1 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化について	1
(2) 気候変動の影響	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	5
(5) 二宮町におけるこれまでの取組状況	6
1-2 目的	7
1-3 計画期間等	8
1-4 対象範囲	8
1-5 対象とする温室効果ガス	9
1-6 本計画の位置付け	10
第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況	11
2-1 基準年度における二酸化炭素排出量	11
2-2 これまでの二酸化炭素排出量（現計画の目標達成状況）	11
2-3 要因別の排出状況	12
2-4 現計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の増減要因	12
第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標	13
3-1 目標設定の考え方	13
3-2 削減目標	13
第4章 目標達成に向けた取組	14
4-1 取組の基本方針	14
4-2 具体的な取組内容	14
(1) 公共施設、設備の整備及び管理運営に関する取組	14
(2) 電気使用量削減に関する取組	15
(3) 燃料使用量削減に関する取組	16
(4) 省資源の推進に関する取組	17
(5) その他の取組	18
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	19
5-1 推進体制	19
(1) 推進本部	19
(2) 推進担当者	19
(3) 事務局	19
5-2 点検体制	19
5-3 進捗状況の公表	19
※参考資料	20

第1章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化について

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度が増加し、太陽からのエネルギーにより温まった地表から放射される熱の一部を温室効果ガスが吸収、再放射することで、大気中の平均気温が上がる現象です。大気中に含まれる温室効果ガスの濃度は、産業革命以降、石炭、石油や天然ガスといった化石燃料の燃焼、あるいは二酸化炭素の吸収源となる森林の破壊・伐採等を行ってきた人間活動により増え続けています。太陽のエネルギーは、地表で反射してその一部が宇宙に放出されていますが、大気中の温室効果ガスの濃度が増加していくと、宇宙への放出がより妨げられることから、気温はさらに上昇することが予測されています。

なお、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021年）によると、世界の平均気温は、産業革命前と比べて1.09°C上昇したと言われており、今後、温室効果ガスの濃度がさらに増え続けると、今世紀末までに3.3~5.7°C気温上昇すると予測されています。さらに、第6次評価報告書では、これらの気温上昇は自然の変動によるものではなく、人間が引き起こしてきたものとして、「疑う余地がない」といった表現を用いて断定しています。

地球温暖化は、人間の社会、経済や生活環境に悪影響を与えるだけでなく、自然の生態系や動植物の生命にも悪影響を及ぼすことが問題視されており、その予想される影響の大きさや深刻度から見て、地球上の未来を左右する環境問題と考えられています。

そのため、国際的な枠組において、温室効果ガスの削減に向けた様々な議論が重ねられており、その打開策となる取組が各国で進められています。

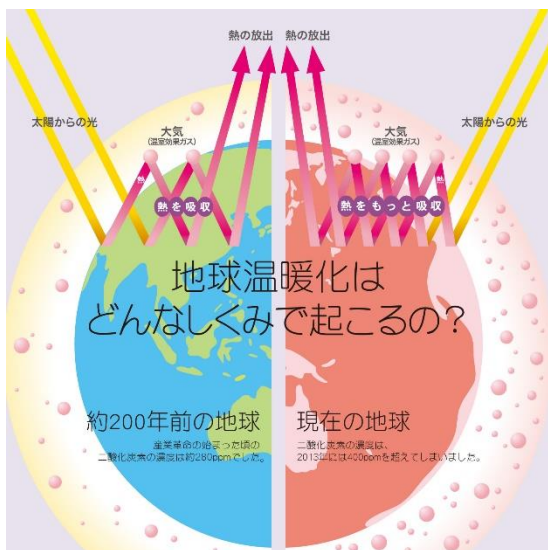


図 1-1-1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム
(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

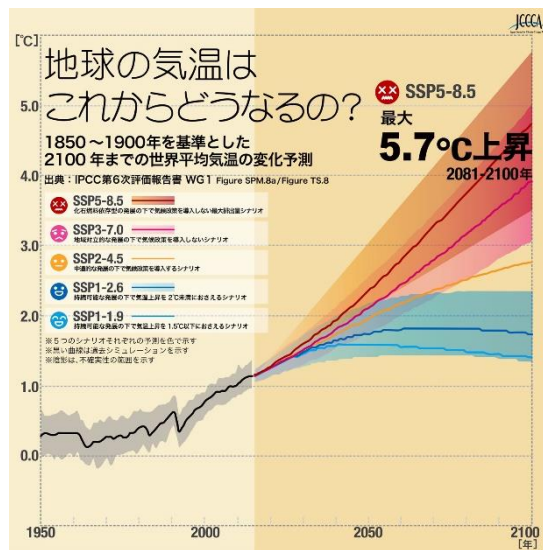


図 1-1-2 2100年までの世界平均気温の変化予測
(出典) IPCC 第6次評価報告書

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

2021年8月に公表されたIPCC第6次評価報告書(第1作業部会報告書政策決定者向け要約)では、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とした上で、大气、海洋、雪氷圏や生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温、大雨の頻度・強度の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することを示しました。

また、地球温暖化の進行に伴い、今後においても、猛暑や豪雨等といった気候変動のリスクはさらに高まることが予測されています。

なお、IPCC第5次評価報告書(2013年)では、確信度の高い主要な将来的リスクとして、「海面上昇・高潮の発生」「豪雨・洪水の増加」「インフラ機能停止」「熱中症罹患者の増加」「食糧不足」「水不足」「海洋生態系の損失」「陸上生態系の損失」を挙げています。

また、国内においても、環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省・気象庁の共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。



図 1-1-3 気候変動による将来の主要なリスク

(出典) IPCC 第5次評価報告書

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より】

(3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27 (2015) 年に開催された COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) では、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、平成 9 (1997) 年の京都議定書以来となる 18 年ぶりに、法的拘束力を持つ国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの気温上昇を 2°C より低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」を国際条約として掲げました。これにより締約国には、「緩和策 (温室効果ガス排出量の削減等)」や「適応策 (気候変動による影響への対処)」の取組が求められるようになりました。

また、平成 30 (2018) 年 10 月に公表された IPCC 「1.5°C 特別報告書」では、「気温上昇を 2°C よりリスクの低い 1.5°C に抑えるためには、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ (カーボンニュートラル) にすることが必要」としており、各国における温室効果ガス削減策の緊急性が示されました。

その後、令和 3 (2021) 年 10 月にスコットランドのグラスゴーで開催された COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議) においては、1.5°C に抑えることが公式文書に明記され、世界的に気候変動対策に向けた取組が加速しましたが、令和 4 (2022) 年 10 月に国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局は、各国が確約した 2030 年までの温室効果ガス削減策を達成しても、2.5°C 上昇するとの見解を示し、危機感を募らせています。

気候変動の環境問題を含む世界共通の問題解決については、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミット (国連持続可能な開発サミット) において採択された SDGs (持続可能な開発目標) にも掲げられており、これらの目標を達成するためには、行政や企業等をはじめとする多様な主体のパートナーシップによる取組が求められています。

表 1-1-1 世界の状況

年月	主な動向	概要
2015 年 12 月	「パリ協定」の採択	世界の平均気温上昇を 1.5°C に抑えることを世界共通の長期目標とした。
2018 年 10 月	IPCC 「1.5°C 特別報告書」公表	・長期目標達成のために、2050 (令和 32) 年頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある。 ・地球の平均気温は、産業革命以前の水準よりも既に約 1°C 上昇し、2030 年～2052 年の間には、1.5°C に達する可能性が高いことが示された。
2021 年 8 月	IPCC 「第 6 次評価報告書」公表	気温上昇が 1.5°C に達する時期が 2040 年に早まる可能性が非常に高く、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」ことが示された。
2021 年 10 月～11 月	「COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)」開催	パリ協定の 1.5°C 努力目標達成に向け、カーボンニュートラル及びその経過点である 2030 年に向けて積極的な気候変動対策を締約国に求めた。
2022 年 11 月	「COP27 (国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議)」開催	「気候変動への対策 (緩和策・適応策)」「損失・損害」「削減目標の見直し」の 3 つをテーマとした議論が行われ、その中でも、気候災害の「損失と損害」への対応が焦点となり、「損失と損害」に関する基金の設立が決定した。

○特に関連のある SDGs ロゴマーク



○SDGs とは

【SDGs「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」】

SDGs は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、「誰一人取り残さない」を理念に、すべての国連加盟国が令和 12(2030)年までに取り組む 17 分野の目標です。

SDGs には、地球温暖化に関連する気候変動対策をはじめ、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

平成27（2015）年7月、日本政府は温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減する目標を示した約束草案を国連（国際連合）へ提出し、平成28（2016）年5月には「パリ協定」に基づき、目標達成に向けた具体的な取組を定めた「地球温暖化対策計画」を策定しました。

一方で、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条には、地方公共団体が自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定について義務付けられています。また、平成30（2018）年6月に公布された「気候変動適応法」では、緩和策と適応策の両輪で取り組むべきとの考え方から、国、地方公共団体、事業者や国民が連携・協力をして、適応策を推進するための法的仕組みが整備されたほか、令和2（2020）年10月の内閣総理大臣の所信表明演説においては、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、これに伴い、温対法が改正されました。

そして、宣言後となる令和3（2021）年6月には、カーボンニュートラルという野心的な目標に向け、今後5年間を集中期間として地域脱炭素の取組を加速するための「地域脱炭素ロードマップ」を公表し、同年10月には、地球温暖化対策計画等を改訂して、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガスを46%削減すること、さらに、50%の高みに挑戦を続けていくことを目標に掲げました。これに伴い、政府実行計画では、平成25（2013）年度比で50%削減することを目標としています。

表 1-1-2 近年における国内の主な動向

年月	主な動向	概要
2020年10月	「2050年カーボンニュートラル宣言」	「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。
2021年5月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	2050年カーボンニュートラルを法律上に位置付け。
2021年6月	「地域脱炭素ロードマップ」策定	2050年脱炭素社会の実現に向けた重点施策等が位置付けられた。
2021年10月	「地球温暖化対策計画」改訂	国の削減目標として、「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減（さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく）」を掲げた。
2021年10月	「政府実行計画」改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の事務事業に関する温室効果ガスの削減について、2030年度の削減目標を2013年度比で50%削減とした。 ・政府自らが率先して実行する方針を示した。

(5) 二宮町におけるこれまでの取組状況

本町では、平成 28 (2016) 年度に「二宮町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (以下「現計画」という。)」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を達成するための対策に取り組んできました。

その取組の足掛けとして、二宮町では、環境省が中心となって展開している国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同 (2017 年 5 月 26 日) し、全職員を挙げて公共施設における省エネルギーや省資源化等に向けて取り組むとともに、町民・事業者への啓発等を実施してきました。

しかし、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日に閣議決定 (平成 28 (2016) 年 5 月 13 日閣議決定の改訂) された地球温暖化対策計画では、「2050 年カーボンニュートラル」宣言に関する記載が盛り込まれたほか、非常に高い中期目標 (2030 年度に 2013 年度比で 46% 削減、部門別における自治体の事務事業と関連の深い「業務その他部門」については、2013 年度比で 51% 削減など) が掲げられ、これまで以上に徹底した取組が求められるようになりました。

このような国の動向がある中で、令和 4 (2022) 年度をもって現計画の計画期間が満了すること、また、本町においても、我が国が目指す高い削減目標の達成に寄与していくため、従来の排出削減策等を見直し、より実効性のある計画へと改訂しました。

表 1-1-3 現計画の基準年度及び目標

計画	基準年度	削減目標
「地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (平成 29 年 3 月)」	平成 27 年度	令和 4 年度に基準年度比 10.2%

※現計画では、安全性や防犯性の観点から、街路灯や防犯灯などの設備を削減の対象範囲に含めていません。

1-2. 目的

温対法第21条に基づき都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務事業に関し、温室効果ガスの排出削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画を策定するものと規定されています。

本町では、温対法により策定が義務付けられている事務事業に関する計画を改訂し、改めて「第2次二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）」を策定することで、引き続き、自らの温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、地域の模範として町民や事業者の取組促進を図ります。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（省略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

（省略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（省略）

1-3. 計画期間等

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。また、基準年度について、現計画では直近の実績として把握可能な平成27（2015）年度としていますが、特段の理由がない場合は、国の地球温暖化対策計画に掲げる計画期間や基準年度に合わせることを推奨されていることから、本計画への改訂に伴い、基準年度は平成25（2013）年度に変更します。

なお、本計画の前提となる諸条件に大きな変動がある場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-3-1 本計画の計画期間

項目	内容									
計画期間	令和5（2023）年度～令和12（2030）年度									
期間中の事項	年度									
	H25	……	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	基準年度		社会情勢等の変化により、必要に応じて見直し							目標年度
計画期間			→							

表 1-3-2 本計画の基準年度・目標年度

基準年度	平成25（2013）年度
目標年度	令和12（2030）年度

1-4. 対象範囲

本計画では、町が行う全ての事務事業を対象とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設等を対象とします。

なお、本町の委託業務についても事務事業編の対象範囲とし、受託者等へ可能な限り温室効果ガスの排出削減等に向けた取組（措置）を講ずるよう要請していきます。

表1-4-1 主な対象施設

施設名称	
○庁舎（町役場）	○保健センター
○消防本部（消防署）	○生涯学習センターラディアン
○町立小中学校	○町民運動場
○町立百合が丘保育園	○町立体育館
○町民センター	○町民温水プール
○百合が丘町民サービスプラザ	○環境衛生センター桜美園 など

1-5. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項では、次の7種類を温室効果ガスとして規定していますが、国内で排出されている温室効果ガスの9割以上が二酸化炭素であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表 1-5-1 令和2（2020）年度 日本における温室効果ガス排出量（割合）

ガスの種類	排出量（百万 t-CO ₂ ）	構成比（%）
二酸化炭素（CO ₂ ）	1,044.0	90.8
エネルギー起源	967.0	84.1
非エネルギー起源	76.8	6.7
メタン（CH ₄ ）	28.4	2.5
一酸化二窒素（N ₂ O）	20.0	1.7
代替フロン等 4 ガス	57.5	5.0
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	51.7	4.5
パーフルオロカーボン類（PFCs）	3.5	0.3
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	2.0	0.2
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	0.29	0.03

表 1-5-2 温室効果ガス（7種類）の特徴

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	性質	主な排出源	対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料（石炭、石油、天然ガス）の燃焼など	○
メタン（CH ₄ ）	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	—
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど	—
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430 など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建築物の断熱材など	—
パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390 など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	—
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など	—
三フッ化硫黄（NF ₃ ）	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	—

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準の「1」とした場合、ほかの温室効果ガスがどれだけ温室効果の能力を有するのかを表した数値のこと。

1-6. 本計画の位置付け

本計画は、温対法第 21 条に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている計画であり、国の地球温暖化対策計画に即して策定し、計画の具体的な取組については、政府実行計画に準じて取り組みます。

なお、本計画は、町の上位計画となる「二宮町総合計画」をはじめ、「二宮町環境基本条例」及び「二宮町環境基本計画」の基本理念に基づき、温室効果ガス排出削減等を具体的に実行するための計画となっています。

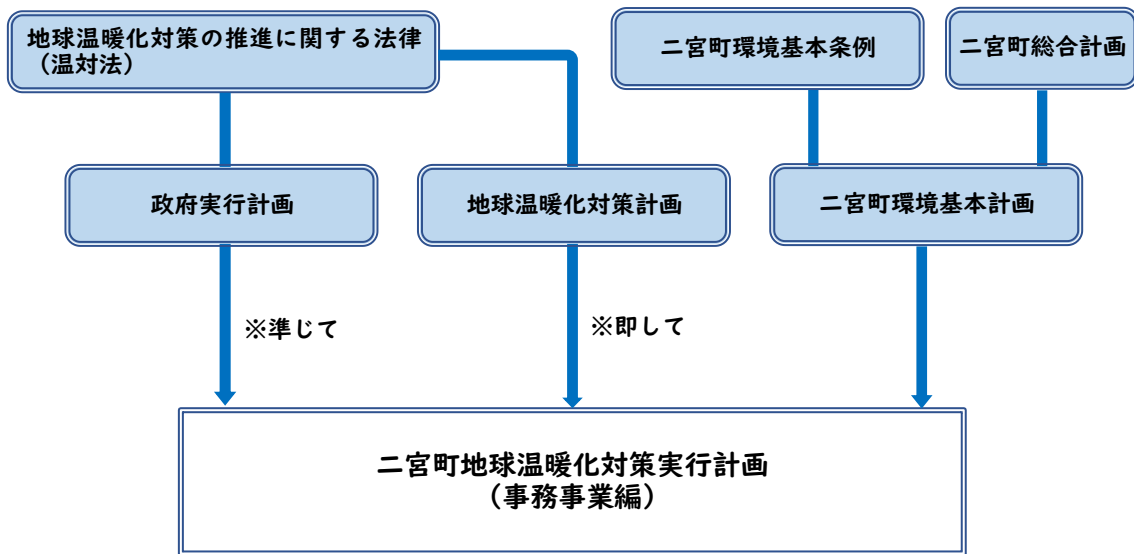


図 1-6-1 本計画の位置付け

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

2-1. 基準年度における二酸化炭素の排出量

基準年度となる平成25年度の二酸化炭素の排出量は2,572t-CO₂となっています。

表 2-1-1 基準年度における本町の二酸化炭素排出量

活動項目	発生源	平成25(2013)年度				
		使用量	単位	排出係数	排出量	単位
電気の使用	電気事業者	3,297,664	kWh	0.531	1,751,060	kg-CO ₂
		1,503,314	kWh	0.405	608,842	
		24,500	kWh	0.551	13,500	
燃料の使用	ガソリン	21,080	ℓ	2.32	48,906	
	灯油	17,313	ℓ	2.49	43,109	
	軽油	7,244	ℓ	2.58	18,690	
	A重油	12,150	ℓ	2.71	32,927	
	LPG	1,189	kg	5.97	7,098	
	都市ガス	22,146	kg	2.16	47,835	
				合計	2,571,967	

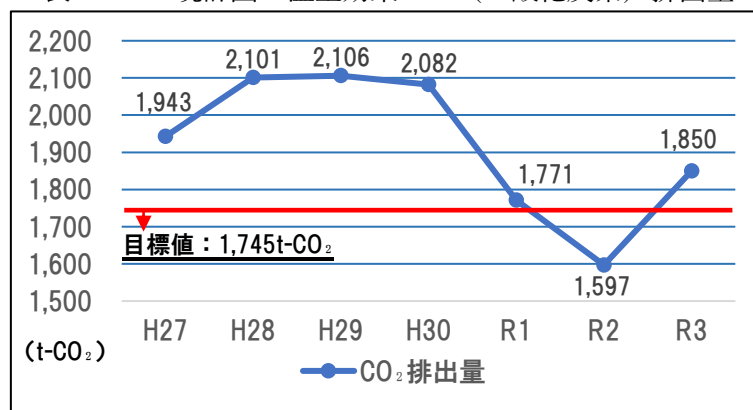
※本計画への改訂に伴い、現計画では算定の対象としていなかった設備(街路灯や防犯灯など)からの排出量も含めて算出しています。

2-2. これまでの二酸化炭素排出量（現計画の目標達成状況）

本町の事務事業から排出される温室効果ガスは、令和3（2021）年度末現在、1,850t-CO₂となっており、平成27（2015）年度比で令和4（2022）年度末までに10.2%削減（1,745t-CO₂までに減らす）する目標を達成できていない状況です。

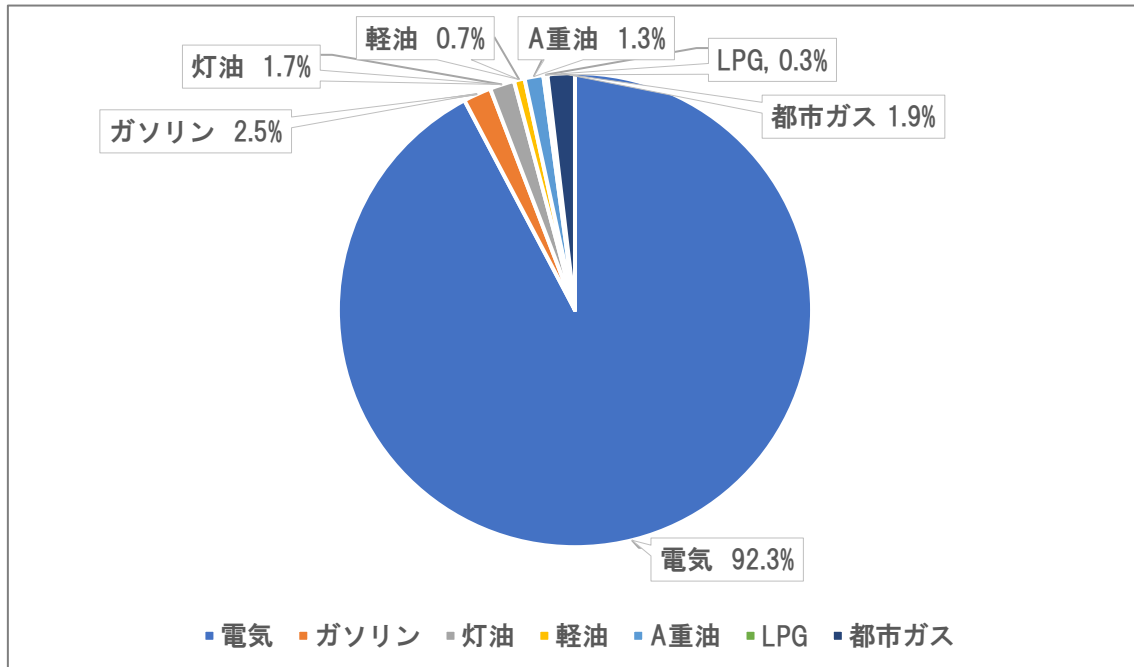
なお、職員による省エネ行動等の積極的な取組に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、行政事務事業の活動縮小に伴って電気等のエネルギー使用量が減少したこともあり、令和元（2019）年度及び令和2年度の排出量は大幅な減少につながっています。

表 2-2-1 現計画の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量



2-3. 要因別の排出状況

基準年度である平成 25（2013）年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出量が全体の 92.3%を占めています。



※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、構成比の合計が 100%になっていません。

図 2-3-1 二宮町の事務事業における要因別の排出状況

2-4. 現計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の増減要因

本町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の主な増減要因として、以下に示す事項が考えられます。

①増加要因

- エネルギー供給事業者の変更に伴う二酸化炭素排出係数の高数値化（平成 29 年度・平成 30 年度・令和 3 年度）
- 熱中症対策に伴う各小中学校への空調設備導入 など

②減少要因

- エネルギー供給事業者の変更に伴う二酸化炭素排出係数の低数値化（令和元年度・令和 2 年度）
- 職員による積極的な省エネ行動等の実践
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う行政事務事業の活動縮小
- 公共施設の解体 など

第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

3-1. 目標設定の考え方

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標の設定にあたっては、二宮町域の模範となって町民等の取組促進を図るため、政府実行計画を踏まえて設定します。

○政府実行計画の目標（令和3年10月22日 閣議決定）

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成25（2013）年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに50%削減することを目標とする。

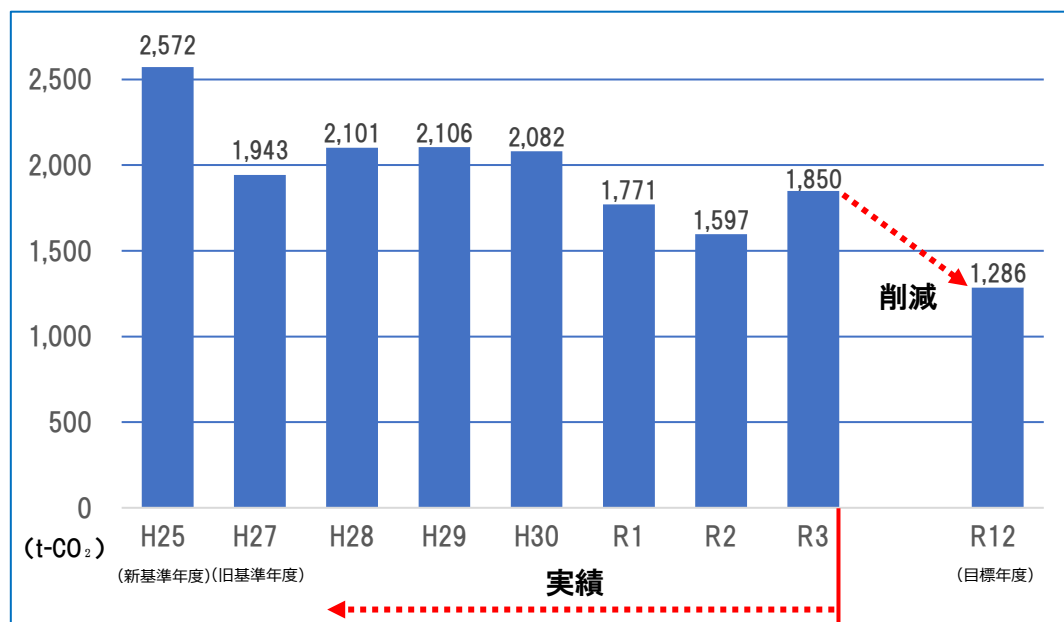
3-2. 削減目標

平成25（2013）年度を基準年とし、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を50%削減します。

表3-2-1 温室効果ガスの排出削減目標

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,572t-CO ₂	50%	1,286t-CO ₂

表3-2-2 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標



※本計画への改訂に伴い、新基準年度とした平成25年度の排出量は、現計画で算定の対象としていなかった設備（街路灯や防犯灯など）からの排出量も含めて算出しています。

第4章 目標達成に向けた取組

4-1. 取組の基本方針

温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出要因となる、電気・灯油・重油・ガソリン等の使用削減を重点的に取り組むとともに、電気においては、太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギーを使用していくことで、事務事業から排出される温室効果ガスの更なる削減に取り組みます。

4-2. 具体的な取組内容

(1) 公共施設、設備の整備及び運営管理に関する取組

取組項目	取組内容	行動事例
再生可能エネルギーの導入	公共施設の新築・改築等に併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 施設での利用を目的とした太陽光発電設備等の導入を検討する。 施設での利用を目的とした太陽熱利用設備等の導入を検討する。
施設・設備の改善等	公共施設の新築・改築等の際は、断熱性に優れた材料や省エネ型設備の導入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の屋根や壁等にグラスウールやセルロースファイバー等の断熱性が優れた材料の導入を検討する。 施設の設備に省エネルギー型の高効率空調等の導入を検討する。 照明範囲の最適化を図る。
	高効率照明（LED照明等）の導入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の照明にインバーター照明、LED照明等の導入を検討する。 施設の照明に調光機能やセンサー機能（人感・照度）のある照明器具の導入を検討する。
	公共施設の緑化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の屋上等にプランターや芝等による緑化を推進する。
公用車の更新	公用車を更新する際は、EV（電気自動車）、FECV（燃料電池車）やPHEV（プラグインハイブリッド）、あるいはHV（ハイブリッド）や低公害車ディーゼル車など、環境に配慮した車両を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車や燃料電池車等の導入を検討する。 ハイブリッドカー等の導入を検討する。 低公害型ディーゼル車等の導入を検討する。
電力の契約	庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮して検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 電力契約時に化石燃料による火力発電由来の電力から、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスや地熱等による再生可能エネルギー発電由来の電力への切替えを検討する。

(2) 電気使用量削減に関する取組

取組項目	取組内容	行動事例
照明の使用	開庁時間 (8:30~17:15) 前後の不要な照明を消す。	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場合を除き、始業前は、業務開始直前まで不要な照明を消灯する。 来庁者がいる場合等を除き、終業後 (17:15 以降) は、原則、不要な照明を消灯する。
	各職場の最終退出者は、消灯を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 最後に退出する際、自己の職場だけでなく、廊下や階段等の共有部分も含め、消灯を確認する。
	利用場所の明るさに応じて、照明の数を減らす。	<ul style="list-style-type: none"> 夜間や天候が悪い場合を除き、陽が明るい日中に会議を行う際等には、可能な限り自然光を取り入れ、照明の点灯を必要な数に留める。
	使用していない会議室、トイレ等は消灯する。	<ul style="list-style-type: none"> 会議室、トイレのほか、食堂や通路等も使用していない照明は消灯する。 必要な場合を除き、会議前は、会議開始直前まで不要な照明を消灯する。
電気機器等の使用	使用していない電気機器の電源を切る。(プラグを抜くか、タップ式コンセントの場合はスイッチをオフにする。)	<ul style="list-style-type: none"> ラミネーター等は使用時以外、電源を切る。 退庁時には、パソコンやプリンターの電源を切る。 複数課で共同使用している場合は、使用者間で声を掛け合う。
	電気機器の使用を可能な範囲で抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> 紙ファイルの背表紙等にラベルライターを使用しない。 必要な場合を除き、シュレッダーを使用しない。 必要な場合を除き、コピー複合機のステープル機能を使用しない。
	昼休みなどは、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切る。(プラグを抜くか、タップ式コンセントの場合はスイッチをオフにする。)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ等の事情がある場合を除き、長時間の離席や出張の際、パソコン等の電源を切る。
	パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープ (スタンバイ) モード等を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ等の事情がある場合を除き、照度調整やスリープモードを活用する。 庁内放送やデジタル技術を活用して、省電力の呼びかけを行う。
	コピー機やファクシミリなどの事務用機器は、節電・待機モードに切り替わるよう設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 機能上支障がある場合を除き、節電・待機モードを活用する。
	職員によるエレベーター等の使用については、荷物の搬入出時等に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 重い荷物の搬入出や体調上の理由がある場合を除き、エレベーターやエスカレーターを使用しない。
	自動販売機に係る節電の協力要請をする。	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機設置事業者に対し、省エネ化を要請する。
	DX (デジタルトランスフォーメーション) 化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> DX 化を推進することで、業務効率の向上に伴う労働時間の短縮等を図る。
	冷暖房・空調機器の管理	室内温度の適正化 (目安:冷房 28°C・暖房 19°C)

	ブラインドやカーテン等を適切に使用し、冷暖房の負荷軽減を図る。	・空調使用時は、冷暖房効果を高めるための熱遮断としてブラインドやカーテン等を使用する。
	換気風量を適正にする。	・夏場は、空調使用前の換気により、熱気を逃がしてから使用する。 ・冬場は、空調使用時の換気を適正に行い、暖気を逃さないようにする。
	使用していないエリアの空調を停止する。	・個別に空調を管理できる会議室等においては、使用していない空調を停止する。
	施設の壁面緑化（グリーンカーテン）を推進する。	・夏場は、施設の壁面にグリーンカーテンによる緑化を推進する。
	クールビズ・ウォームビズを実施する。	・クールビズやウォームビズの実施期間を定めることなく、気候状況等にあわせて、各職員の判断による服装で執務にあたる。
労働時間の短縮等	事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図る。	・データベース化やカテゴリ化することにより事務整理を行い、目標達成に向けたワークフローを作成し、必要性や優先度を加味した事務の推進に努める。 ・費用対効果を意識してオートメーション化を図るなど、無駄の削減に努める。 ・業務分担の適正化を図る。
	原則毎週水曜日は、全庁一斉「定時退庁」を行い、一斉消灯を進める。	・原則、毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退庁する。水曜日に実施出来ない場合は、同一週の別の日を定時退庁日に定め、実施する。
イベント等での節電の配慮	イベント・会議等（町施設以外の施設を利用する場合を含む。）の実施に際しては、実施日程や方法については、節電の観点から十分な配慮を行う。	・時期が選べないものを除き、空調の使用を必要としない季節の開催に努める。 ・時間が選べないものを除き、照明の使用を必要としない時間の開催に努める。

（３）燃料使用量削減に関する取組

取組項目	取組内容	行動事例
公用車(ガソリン)の使用	公共交通機関を有効活用する。	・出張等で公共交通機関がない場所を除き、公用車を利用することで費用・時間等に合理性を欠く場合には、公共交通機関を利用する。
	電動車を積極的に活用する。	・使用可能な車両台数に限りがあるものの、走行距離が長くなる場合には、環境負荷の少ない電動車を使用する。 ・単独で移動する場合は、環境負荷の少ない小型電気自動車を使用する。
	徒歩や自転車で移動する。	・出先に用がある際は、交通状況や距離等により徒歩や自転車で移動する。
	走行ルートの合理化を図る。	・公用車を使用する際、出先が複数ある場合には、最短ルートで走行する。 ・公用車を使用する際、予め渋滞ポイントを検知できる場合には、できる限り渋滞ポイントを回避する。 ・出先への書類提出などは、急を要さない場合には、ほかの用事とまとめて行う。
	業務上可能な場合には、相乗りを励行する。	・公用車を使用する際、出先や要件等が同一で業務に支障がない場合には、乗り合いに努める。
	外出する機会を減らす。	・オンライン会議の活用により、会議場所等への移動に関わる無駄を省く。
	車両整備の徹底、タイヤの空気圧など適正管理に努める。	・燃費の節約、タイヤの寿命や事故防止にも関わるタイヤの空気圧チェックを給油時等にあわせて点検する。

	経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし、不要なアイドリングを防止等、エコドライブを徹底する。 また、待機時のエンジン停止を励行する。	・エコドライブ10のススメを実践する。
ガスの使用	炎の大きさを調整するなど、無駄なガスを消費しない。	・食材等の分量に見合った鍋の大きさ、水量等で、火力を上げすぎないようにして、ガスの消費を抑える。
灯油の使用	冷暖房機器を適正に管理し、燃焼効率を向上させ、灯油の使用量を削減する。	・ボイラーのメンテナンスを実施し、季節（気温）により調整を行い、燃焼に無駄をなくす。
重油の使用	ボイラーの使用に当たっては、効率的な運転に努める。	・燃焼状態を細かく制御するなどして、効率的な運転に努める。
	ボイラー等の交換時には、熱効率の良い機種を導入を図る。	・ボイラー等の交換時には、高効率型石油給湯器を導入する。

（４）省資源の推進に関する取組

取組項目	取組内容	行動事例
用紙類の使用量の削減	会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化を徹底する。	・会議等で使用する資料を簡素化し、必要な部数のみ印刷する。
	会議等では、資料を簡素化・電子化し、紙資料の削減を図る。	・印刷方法を工夫（両面印刷、2アップ印刷）し、不要なものは印刷しないようにする。 ・オンライン会議を実施し、資料は紙媒体ではなく、画面上でデータを共有する。
	庁内 LAN、文書管理システム、電子メール、チャット機能等を活用し、ペーパーレス化を推進する。	・電子媒体を活用し、必要に応じて紙媒体を使用することで、紙資源の削減を抑制する。 ・会議資料などを送付する際は、電子メールなどにより、データで送付する。
	両面コピーを徹底する。	・印刷方法を工夫（両面印刷、2アップ両面印刷）するよう徹底する。
	文書及び資料の共有化を徹底する。	・ひとつのものを回覧等により情報共有を図ることで、紙媒体である資源削減を徹底する。 ・紙で回覧する文書は、鏡文等の最小限に留め、添付資料は事前に定めたフォルダにデータで保管し共有する。
	報告書や計画書等の文書はホームページ等を利用し、発行部数を削減する。	・電子データを用いた周知をホームページ等で行い、紙資源の削減を抑制する。
	データ管理を行う。	・必要以上に紙媒体で保管せず、データで管理する。
	DX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進する。	・DX化を推進することで、窓口業務等におけるペーパーレス化を図る。
ごみの減量化、リサイクルの推進	施設から排出されるごみの発生抑制、分別の徹底を図る。	・施設から排出されるごみの発生を抑制し、可燃ごみ、紙資源や廃プラスチック製品等に分別する。 ・公共施設に設置している給水機を積極的に利用する。（マイボトルの利用） ・印刷プレビューを確認した上で印刷する。 ・ミスプリントや不要となった用紙の裏面を有効利用する。

	庁舎等の施設利用者やイベント等参加者にごみの発生抑制、分別を呼びかける。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の施設利用者に対し、ごみの持ち込み禁止や分別徹底を呼びかける。 ・イベント等参加者に対し、ごみの持ち帰りや分別を呼びかける。
	物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な在庫管理を行った上で、必要な分のみを購入する。
	備品等の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等は壊れないよう大切に使用し、壊れた場合でも修理、修繕や補修をして使用期間の長期化を図る。
	コピー機やプリンターのトナーカートリッジを可能な範囲で再利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・トナー等処分に要するコスト面を削減し、環境にも配慮したリサイクルトナーを使用する。
物品の購入	電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選ぶよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーマーク等がある省エネルギー型の電気製品等を選ぶよう努める。
	事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品を購入する等、グリーン購入を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい環境ラベルの表示がされている商品やリサイクル可能な商品等を選ぶ「グリーン購入」を行う。

(5) その他の取組

取組項目	取組内容	行動事例
職員の環境保全に関する意識向上	職員1人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけではなく、費用の節減にもなることを理解して自発的な取組がなされるよう、職員への情報提供や意識向上を図る。	—

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

5-1. 推進体制

推進本部、推進担当者、事務局を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

推進本部は、生活環境課長を本部長、財務課長を副本部長、その他、各課等の長を構成員として組織します。推進本部では、計画の点検及び見直しを行います。

(2) 推進担当者

課等の長が指名した者を推進担当者とします。なお、課等の配置人員数又は執務室の配置状況等により、複数の者を指名することができます。推進担当者は課員への周知・指導・管理等といった計画実行を担います。また、進捗状況を把握し、事務局への報告を行います。

(3) 事務局

事務局を生活環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

5-2. 点検体制

事務局は定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において、年1回の点検評価を行います。

5-3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、温室効果ガス排出量実績については、年1回、町ホームページ等により公表します。

参考資料

二宮町地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 二宮町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の推進を図るため、二宮町地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「本部」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 実行計画の基本的事項の検討及び進行管理に関すること。
- (3) 実行計画の推進に関する調査及び庁内の連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、課等の長をもって構成する。

- 2 本部に、本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には都市部生活環境課長を、副本部長には政策部財務課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、本部会議構成員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(推進担当者会議)

第6条 本部は所掌事務を補佐するため、推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置くことができる。

- 2 担当者会議は、課等の長が指名する者をもって構成する。この場合において、指名にあっては、課等の配置人員数又は執務室の配置状況等により、複数の者を指名することができる。

- 3 担当者会議は、本部長が招集する。
 - 4 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、担当者会議構成員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
 - 5 担当者会議における検討結果を本部会議に報告するものとする。
(庶務)
- 第7条 本部及び担当者会議の庶務は、都市部生活環境課で処理する。
(委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本部及び担当者会議の運営等に必要に事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第2次二宮町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

発行年月 令和5(2023)年3月

発行 神奈川県二宮町

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-5879

編集 二宮町都市部生活環境課